

第7章 総合評価

本事業の計画にあたっては、地形改変を必要最小限とすること、土捨場を分散すること、工事量を平準化すること等による環境保全措置により、環境影響を可能な限り低減することとした。

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価については、「環境影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されていること」及び「国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定した項目の環境要素に関して基準又は目標等が定められている場合には、当該基準又は目標と予測結果との間に整合が図られていること」の観点から行った。

工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用が環境に及ぼす影響について、選定項目ごとに要約した結果は、第4-1表～第4-7表のとおりであり、総合評価としては実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国及び地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではなく、本事業計画は適正であると評価する。